

みんなが手をつなぐために

女性の性暴力被害——

問い合わせ 人権・男女共同推進課 ☎@9136

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です



性被害を相談していない
平成29年度犯罪被害類型別調査結果報告書（平成30年3月）によると、性的被害で女性の占める割合は92・9％であり、警察への届け出率は、わずか20・1％です。被害にあったにもかかわらず、届け出をしていない人が、8割もいるのです。被害にあった際の相談状況は、「どこにも（誰にも）相談していない」との回答比率は、52・1％で、相談しない理由は「他人に知られたくなかった」が29・5％となっています。

被害者への二次被害
通常の暴力事件や盗難にあった場合などでは、被害者が誰かに相談したり、被害を訴えたりしても、「どこで何をしていたの」「どうしてお金を持っていたの」など被害者が責められるようなことは言われません。加害者が悪いとなります。しかし、性被害の場合、「どうして逃げなかったの」「深夜にそんなところを歩いているからよ」「隙があったのでは」など、加害者の行為よりも被害者に問題があるとされたり、プライバシーが詮索・暴露

されたりすることがあります。このように、性被害者が、被害を明らかにしたことや周囲からの言動に傷つけられることを「性的二次被害」といい、大きな問題となっています。性被害者のうち、半数以上が性的二次被害を受けたとの報告もあります。また、警察へ届け出をするときや、病院で検査を受けるときに、事件の状況を何度も説明しなければならぬことは精神的負担になります。

「あなたは悪くない」と繰り返す被害者は「私が悪かった」「あんな場所に行かなければ」など、自分を責めるかもしれません。最も近い存在の家族もショックを受け、動揺からどうしてよいかかわからず、被害者を責めてしまうこともあるかもしれません。しかし、そんなときは、「あなたは悪くない」と繰り返し伝え、被害者の話を否定したり、疑ったり、無理に聞きだしたりせず、被害者の話を傾け丁寧に聞くことを心がけましょう。決して、「あなたは

1人で悩まず相談しましょう
秘密厳守・相談無料
24時間365日対応

◆性被害ワンストップセンターひろしま
☎082 (298) 7878

※「みんなが手をつなぐために」は、市民と市職員で構成される「広報人権問題シリーズ編集委員会」が編集しています

されていませんか、していませんか、見ていませんか？

高齢者・障がい者の「虐待」

近所の家から怒鳴り声や泣き声、大きな物音が聞こえる…

年金が入っているはずなのに、お金が自由に使えないと言っている…

体にあざがある人がいるんだけど…理由を聞いてもはっきりと話してくれない



1 身体的虐待

暴力的行為などで身体にあざや痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

(具体例)

- ・高齢者・障がい者に対して、殴る、蹴る、つねる
- ・物を投げつける
- ・部屋に閉じ込める
- ・意図して人に会わせない
- ・乱暴に扱うなど

虐待には5つの区分があります

2 介護・世話の放棄(ネグレクト)

意図的か結果的であるかを問わず、生活の世話をしている人が、その提供を放棄または放任し、本人の生活環境や身体、精神的状態を悪化させていること

(具体例)

- ・高齢者・障がい者に対して、入浴や排せつなど必要な世話をしない
- ・劣悪な環境で放置する
- ・食事を与えない
- ・病気やけがをしても病院へ連れて行かないなど



4 経済的虐待

本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

(具体例)

- ・高齢者・障がい者に対して、日常生活に必要なお金を渡さない、使わせない
- ・本人の年金や貯金を無断で使う、取り上げるなど

3 心理的虐待

脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的苦痛を与えること

(具体例)

- ・高齢者・障がい者に対して、怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・家族間で差別的な扱いをする
- ・話しかけられているのに意図して無視するなど

5 性的虐待

本人との合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

(具体例)

- ・高齢者・障がい者に対して、人前で無理やり服を脱がせる
- ・性行為を強要する
- ・わいせつな言葉を使うなど

一人で悩まず、まずは相談してください

介護をしている人は一生懸命に介護などをすることで、ストレスや疲労が溜まっていますか。まずは相談してください。

また、高齢者や障がい者への虐待を見たり、聞いたりしたときは、相談窓口へ連絡してください。虐待が疑われる案件の連絡をした人の秘密は守られますので、安心して相談してください。

相談窓口

- 高齢者に関すること
地域包括支援センターはつかいち ☎@9158
地域包括支援センターさいき ☎@2828
地域包括支援センターおおの ☎@0251
- 障がい者に関すること
障害福祉課 ☎@9128